

平成28年度決算に基づく「身延町健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく「身延町健全化判断比率」及び「資金不足比率」が、9月定例議会において次のとおり報告されました。

平成28年度決算に基づく身延町健全化判断比率の状況

項目	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	14.35%
連結実質赤字比率	-	19.35%
実質公債費比率	1.0%	25.0%
将来負担比率	-	350.0%

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、赤字が生じていないため「-」で表示

平成28年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況

会計名	比率	経営健全化基準
身延町簡易水道事業特別会計	-	20.0%
身延町農業集落排水事業等特別会計	-	
身延町下水道事業特別会計	-	
身延町下部奥の湯温泉事業特別会計	-	

※資金不足比率については、すべての会計において赤字が生じていないため「-」で表示

- 健全化判断比率：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のこと。
- 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。
- 連結実質赤字比率：すべての会計の収支額を合算したうえで、町の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。
- 実質公債費比率：一般会計等の借入金返済額及びこれに準じる負担額、特別会計の借入額に対する負担額などを合算して指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。
- 将来負担比率：一般会計等の借入金残高、特別会計等の借入金残高や一部事務組合等の借入金残高に対する一般会計負担見込額など、各負債に対して一般会計等が将来負担する可能性のある額の大きさを指標化し、将来の財政の圧迫度を示すもの。
- 資金不足比率：公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すもの。
- 早期健全化基準：健全化判断比率に設けられた基準で、4指標のうち1つでもこの基準を越えると、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化をしなければならぬ。経営健全化基準もこの基準に相当する。